

平成17年7月11日

平成16年度使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品に
関する引取・引渡状況の公表について

経済産業省自動車課
環境省自動車リサイクル対策室

平成17年度1月より本格施行された自動車リサイクル法ですが、この度、情報管理センターたる(財)自動車リサイクル促進センターより、平成16年度(平成17年1月から3月)分の使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品に関する引取・引渡状況の報告がありましたので、その内容につき公表を行います。

なお本公表は、自動車リサイクル法第百十六条第二項に基づいて行うものです。

平成16年度使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取・引渡状況

対象期間：平成17年1月1日～平成17年3月31日

1. 使用済自動車、解体自動車の引取・引渡報告件数

単位：件

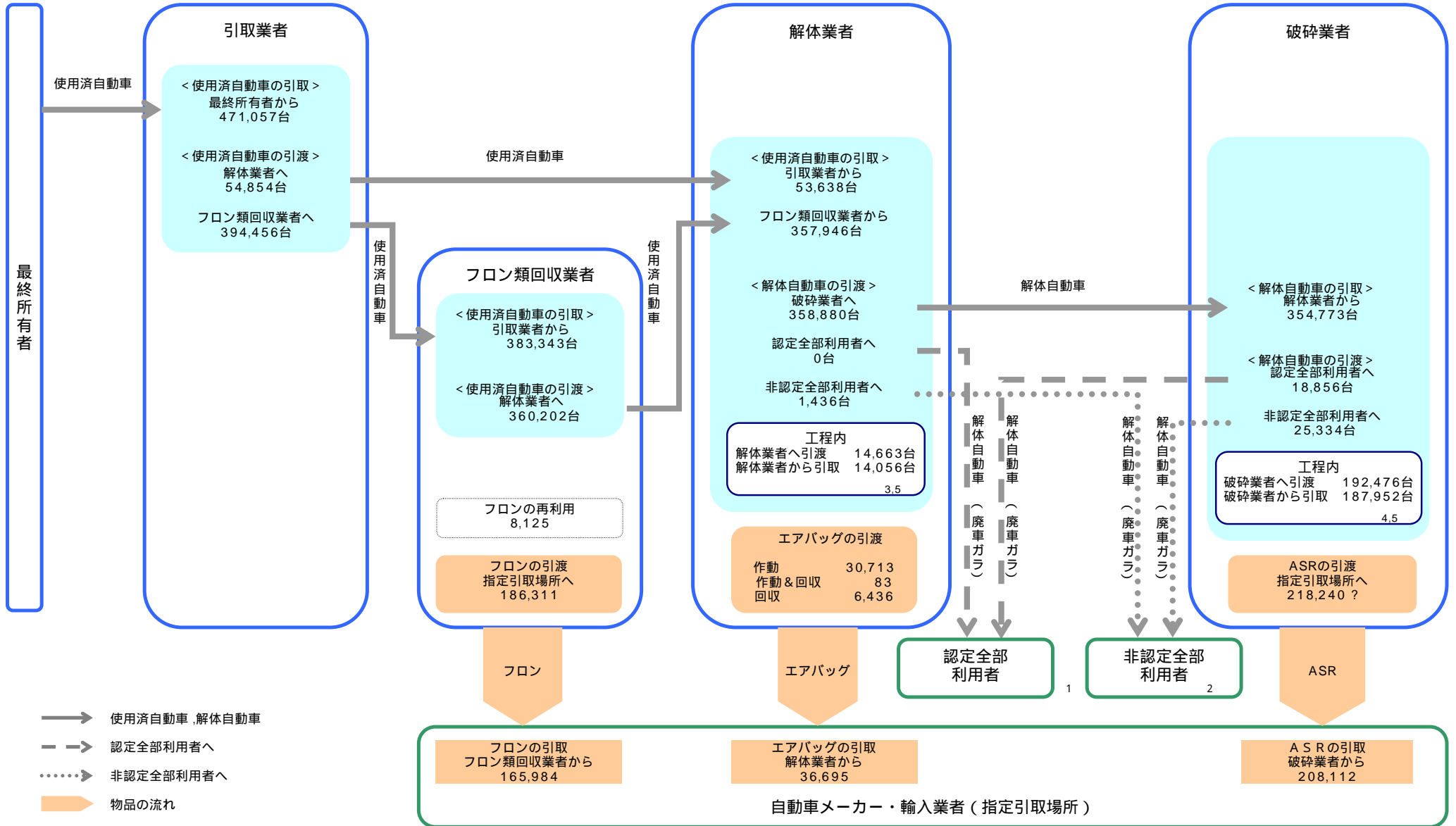
工程種別	報告種別	引取先 / 引渡先	1月	2月	3月	年度合計
引取工程	引取	最終所有者	52,976	140,297	277,784	471,057
	引渡	フロン類回収業者	39,591	119,301	235,564	394,456
		解体業者	4,839	15,684	34,331	54,854
		小計	44,430	134,985	269,895	449,310
フロン類回収工程	引取	引取業者	35,958	117,415	229,970	383,343
	引渡	解体業者	28,965	112,206	219,031	360,202
解体工程	引取	引取業者	4,467	15,498	33,673	53,638
		フロン類回収業者	27,617	111,753	218,576	357,946
		解体業者	753	4,045	9,258	14,056
		小計	32,837	131,296	261,507	425,640
	引渡	解体業者	841	4,145	9,677	14,663
		破砕業者	23,155	110,613	225,112	358,880
		認定全部利用者	0	0	0	0
		非認定全部利用者	66	347	1,023	1,436
小計	24,062	115,105	235,812	374,979		
破砕工程	引取	解体業者	21,884	109,809	223,080	354,773
		破砕業者	6,896	54,032	127,024	187,952
		小計	28,780	163,841	350,104	542,725
	引渡	破砕業者	7,542	56,062	128,872	192,476
		自動車製造業者等	2,865	64,015	151,360	218,240
		認定全部利用者	431	5,397	13,028	18,856
		非認定全部利用者	1,015	7,820	16,499	25,334
小計	11,853	133,294	309,759	454,906		

2. 特定再資源化等物品の引取・引渡報告件数

単位:件

報告種別		1月	2月	3月	年度合計
フロン類引渡	回収	3,422	46,316	136,573	186,311
	再利用	619	2,457	5,049	8,125
	小計	4,041	48,773	141,622	194,436
フロン類引取		1,540	38,964	125,480	165,984
エアバッグ類(ガス発生器)引渡	回収	37	1,645	4,754	6,436
	作動	1,955	9,786	18,972	30,713
	一部作動/一部回収	1	13	69	83
	小計	1,993	11,444	23,795	37,232
エアバッグ類(ガス発生器)引取		1,979	11,284	23,432	36,695
シュレッダーダスト(自動車破碎残さ)引渡		2,583	59,980	148,691	211,254
シュレッダーダスト(自動車破碎残さ)引取		2,373	58,448	147,291	208,112

移動報告状況 (平成17年1月～3月)



1. 認定全部利用者・・・主務大臣の全部再資源化認定（法第31条認定）を受け、電炉・転炉に解体自動車（廃車ガラ）を鉄鋼の原料として投入しリサイクルする業者。
2. 非認定全部利用者・・・解体自動車（廃車ガラ）を電炉・転炉に投入したり、輸出を行う業者。
3. 解体工程内引取・・・有用な部品、材料等の再資源化を推進するため、解体業者が他の解体業者へ引き渡すことがある。
4. 破砕工程内引取・・・破砕前処理工程のみを行う破砕業者（プレス・せん断処理業者）は、解体自動車を原則、他の破砕業者（シュレッダー業者）へ引き渡す。
5. 工程内引渡と引取の数字が乖離する理由・・・引渡実施報告があった後の引取実施報告について、遅延報告等までの期間については解体自動車等の収集運搬等に必要な期間として一定期間認められている。そのため、引渡実施報告があっても引取実施報告をしていない場合がある。